

第 29 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和3年11月30日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 29 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和3年11月10日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和3年7月30日 熊本市中央区水前寺地内 （旧県営援護住宅北水前 寺団地内道路） 蓋不全	個 人 （車両所有者）	330,900円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。